



2019年8月8日

各 位

インフラファンド発行者名
東京インフラ・エネルギー投資法人
代表者名 執行役員 杉本 啓二
(コード番号 9285)
管理会社名
東京インフラアセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 永森 利彦
問合せ先 取締役管理本部長 真山 秀睦
(TEL: 03-6551-2833)

規約の一部変更及び役員選任に関するお知らせ

東京インフラ・エネルギー投資法人（以下、「本投資法人」といいます。）は、本日開催の本投資法人役員会において、2019年9月25日開催の第4回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に下記記載の規約の一部変更及び投資法人の役員選任に関する議案を提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、規約の一部変更及び投資法人の役員選任は、本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約の一部変更の件

(1) 変更の理由

- (ア)本投資法人役員の任期満了時期にあわせて投資主総会の招集時期を変更するものです。(現行規約第9条第2項)
- (イ)法令番号を除き、年月日を和暦から西暦表示に変更するものです。(現行規約第9条第2項及び制定・改定年月日)
- (ウ)本投資法人の第1期及び第2期営業期間の終了により、不要となった規定の削除を行うものです。(現行規約第37条)
- (エ)本投資法人の資産運用会社に対する報酬に係る規定について、会計実務に基づき適切な内容に変更するものです。(現行規約別紙1. 報酬体系(1)運用報酬Ⅰ)
- (オ)本投資法人の資産運用会社に対する報酬に係る規定について、異なる解釈の余地を無くすべく定義を明確化するものです。(現行規約別紙1. 報酬体系(2)運用報酬Ⅱ、(3)運用報酬Ⅲ、(4)運用報酬Ⅳ)
- (カ)その他表記方法を統一するものです。(現行規約別紙1. 報酬体系(1)運用報酬Ⅰ、(2)運用報酬Ⅱ及び2. 報酬の支払時期(1)運用報酬Ⅰ、(2)運用報酬Ⅱ)

(2) 変更の内容

規約の一部変更の詳細については、添付資料「第4回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。

2. 役員選任の件

本投資法人の執行役員である杉本啓二は、2019年10月10日をもって任期満了となりますので、本投資主総会において改めて執行役員1名（候補者：永森利彦）を2019年10月11日付で選任する議案を提出するものです。

また、執行役員が欠けた場合、又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員1名（候補者：荻原良紀）を2019年10月11日付で選任する議案を提出するものです。

監督役員2名についても2019年10月10日をもって任期満了となりますので、監督役員2名（候補者：内藤加代子及び丸山貴生）を2019年10月11日付で選任する議案を提出するものです。



- (1) 執行役員候補者
永森 利彦（新任）
- (2) 補欠執行役員候補者
荻原 良紀（再任）
- (3) 監督役員候補者
内藤 加代子（再任）
丸山 貴生（再任）

上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である東京インフラアセットマネジメント株式会社の代表取締役社長です。

役員選任に関する詳細については、添付資料「第4回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。

3. 投資主総会の日程

2019年8月8日	本投資主総会提出議案の役員会承認
2019年9月6日	本投資主総会招集ご通知の発送（予定）
2019年9月25日	本投資主総会の開催（予定）

添付資料

第4回投資主総会招集ご通知

以 上

※本投資法人のホームページアドレス：<https://www.tokyo-infra.com/>

投資主各位

(証券コード 9285)

2019年9月6日

東京都千代田区大手町二丁目1番1号

東京インフラ・エネルギー投資法人

執行役員 杉本 啓二

第4回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第4回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年9月24日（火曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、現行規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について、賛成したものとみなされ、かつ、かかる投資主様が保有している議決権の数は出席した投資主様の議決権の数に算入されますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

【本投資法人現行規約抜粋】

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時 2019年9月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区大手町二丁目6番1号 朝日生命大手町ビル6階
フクラシア東京ステーション
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的である事項

決議事項

第1号議案	規約一部変更の件
第2号議案	執行役員1名選任の件
第3号議案	補欠執行役員1名選任の件
第4号議案	監督役員2名選任の件

以上

(お願い)

◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(ご案内)

◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<https://www.tokyo-infra.com/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、議決権行使書面とともに代理権を証する書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である東京インフラセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更理由

- (1) 本投資法人役員任期満了時期にあわせて投資主総会の招集時期を変更するものです。(現行規約第9条第2項)
- (2) 法令番号を除き、年月日を和暦から西暦表示に変更するものです。(現行規約第9条第2項及び制定・改定年月日)
- (3) 本投資法人の第1期及び第2期営業期間の終了により、不要となった規定の削除を行うものです。(現行規約第37条)
- (4) 本投資法人の資産運用会社に対する報酬に係る規定について、会計実務に基づき適切な内容に変更するものです。(現行規約別紙1. 報酬体系(1) 運用報酬Ⅰ)
- (5) 本投資法人の資産運用会社に対する報酬に係る規定について、異なる解釈の余地を無くすべく定義を明確化するものです。(現行規約別紙1. 報酬体系(2) 運用報酬Ⅱ、(3) 運用報酬Ⅲ、(4) 運用報酬Ⅳ)
- (6) その他表記方法を統一するものです。(現行規約別紙1. 報酬体系(1) 運用報酬Ⅰ、(2) 運用報酬Ⅱ及び2. 報酬の支払時期(1) 運用報酬Ⅰ、(2) 運用報酬Ⅱ)

2. 変更内容

現行規約の一部を、次のとおり変更するものです。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第9条（招集）</p> <p>1. （省略）</p> <p>2. 投資主総会は、<u>平成31年3月1日及び同日</u>以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの<u>3月1日及び同日</u>以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。</p> <p>3. （省略）</p>	<p>第9条（招集）</p> <p>1. （現行規約どおり）</p> <p>2. 投資主総会は、<u>2021年9月1日</u>以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの<u>9月1日</u>以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。</p> <p>3. （現行規約どおり）</p>
<p>第37条（営業期間及び決算期）</p> <p>本投資法人の営業期間は、毎年1月1日から6月末日まで及び7月1日から12月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。<u>ただし、第1期営業期間は、本投資法人設立の日から平成30年6月末日までとし、第2期営業期間は、平成30年7月1日から同年12月末日までとする。</u></p>	<p>第37条（営業期間及び決算期）</p> <p>本投資法人の営業期間は、毎年1月1日から6月末日まで及び7月1日から12月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。</p>
<p>制定：<u>平成29年9月28日</u></p> <p>改定：<u>平成29年10月13日</u> <u>平成30年1月9日</u></p>	<p>制定：<u>2017年9月28日</u></p> <p>改定：<u>2017年10月13日</u> <u>2018年1月9日</u> <u>2019年9月25日</u></p>
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬</p> <p>1. 報酬体系</p> <p>本投資法人は資産運用会社に対して、資産運用会社が行う委託業務に対する報酬として、以下の委託業務報酬を以下に定める方法及び時期にて支払う。</p>	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬</p> <p>1. 報酬体系</p> <p>本投資法人は資産運用会社に対して、資産運用会社が行う委託業務に対する報酬として、以下の委託業務報酬を以下に定める方法及び時期にて支払う。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(1) 運用報酬 I <u>本投資法人の営業期間ごとに、当該営業期間の決算期の貸借対照表（投信法に基づく役員会の承認を受けたものに限る。）に記載された本投資法人が保有する運用資産中の信託の受益権、匿名組合出資持分その他の権利並びに再生可能エネルギー発電設備及びそれに付随する動産及び敷地（当該営業期間中に譲渡した運用資産がある場合にはその運用資産を含み、以下「本運用資産」という。）の残高に当該営業期間内における各本運用資産の保有実日数を乗じ365で除した金額に、本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（ただし、0.5%を上限とする）を乗じた金額（1円未満切捨て）を運用報酬 I とする。</u></p> <p>(2) 運用報酬 II <u>本投資法人の決算期ごとに算定される本運用資産から生じる信託配当、賃料、付帯収益、損害賠償金、賃貸借契約解約に伴う解約違約金若しくはそれに類する金銭その他賃貸事業から生じる収益の額（ただし、運用資産中の再生可能エネルギー発電設備その他の資産の売却による収益を除く。）に、本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（ただし、5.0%を上限とする）を乗じた金額（1円未満切捨て）を運用報酬 II とする。</u></p>	<p>(1) 運用報酬 I <u>本投資法人の営業期間の末日における運用資産中の信託の受益権、匿名組合出資持分その他の権利並びに再生可能エネルギー発電設備及びそれに付随する動産及び敷地（当該営業期間中に譲渡した運用資産がある場合にはその運用資産を含み、以下「本運用資産」という。）の残高に当該営業期間内における各本運用資産の保有実日数を乗じ365で除した金額に、本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（ただし、0.5%を上限とする。）を乗じた金額（1円未満切捨て）を運用報酬 I とする。</u></p> <p>(2) 運用報酬 II <u>本投資法人の各営業期間におけるNOI（Net Operating Income）に、本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（ただし、5.0%を上限とする。）を乗じた金額（1円未満切捨て）を運用報酬 II とする。</u> <u>(*) NOIとは再生可能エネルギー発電設備等に係る賃貸事業の収益の合計から当該賃貸事業の費用（減価償却費を除く。）の合計を控除した金額をいう。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(3) 運用報酬Ⅲ</p> <p>本投資法人が運用資産として新たに本運用資産を取得した場合、当該本運用資産の取得価格（当該本運用資産が第29条第5項第5号、第6号若しくは第8号に定める信託受益権又は第29条第5項第7号に定める匿名組合出資持分である場合には、当該信託受益権に係る信託受託者又は当該匿名組合出資持分に係る匿名組合契約における営業者の当該本運用資産の取得時点における有利子負債の元本残高に相当する金額を、当該取得価格に加算した額とする。）（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用等を除く。以下同じ。）に、1.5%を上限とする料率を乗じた金額（1円未満切捨て）を、運用報酬Ⅲとする。但し、利害関係人等から取得した場合は、取得価格に1.0%を上限とする料率を乗じた金額（1円未満切捨て）を、運用報酬Ⅲとする。</p> <p>なお、利害関係人等とは以下の項目に該当するものをいう。</p> <p>(a) 資産運用会社及び資産運用会社の役職員並びに資産運用会社の株主</p> <p>(b) (a)に該当する者の子会社及び関連会社</p> <p>(c) 投信法第201条第1項、投信法施行令第123条及び投信法施行規則第244条の3に定める利害関係人等（(a)又は(b)に該当する者を除く。）</p>	<p>(3) 運用報酬Ⅲ</p> <p>本投資法人が運用資産として新たに本運用資産を取得した場合、当該本運用資産の取得価格（当該本運用資産が第29条第5項第5号、第6号若しくは第8号に定める信託受益権又は第29条第5項第7号に定める匿名組合出資持分である場合には、当該信託受益権に係る信託受託者又は当該匿名組合出資持分に係る匿名組合契約における営業者の当該本運用資産の取得時点における有利子負債の元本残高に相当する金額を加算した額とする。）（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用等を除く。以下同じ。）に、1.5%を上限とする料率を乗じた金額（1円未満切捨て）を、運用報酬Ⅲとする。但し、利害関係人等から取得した場合は、<u>当該取得価格に1.0%を上限とする料率を乗じた金額</u>（1円未満切捨て）を、運用報酬Ⅲとする。</p> <p>なお、利害関係人等とは以下の項目に該当するものをいう。</p> <p>(a) 資産運用会社及び資産運用会社の役職員並びに資産運用会社の株主</p> <p>(b) (a)に該当する者の子会社及び関連会社</p> <p>(c) 投信法第201条第1項、投信法施行令第123条及び投信法施行規則第244条の3に定める利害関係人等（(a)又は(b)に該当する者を除く。）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(d) (a)乃至(c)のいずれかに該当する者が投資顧問契約、投資一任契約若しくは資産運用委託契約を締結している特別目的会社（特定目的会社、合同会社、株式会社、投資法人等その形態を問わない。以下同じ。）</p> <p>(e) (a)乃至(c)のいずれかに該当する者が過半の出資、匿名組合出資若しくは優先出資を行っている特別目的会社</p> <p>(f) (a)乃至(c)のいずれかに該当する者が、本投資法人への譲渡を前提として、運用資産を一時的に保有させるために、発起人若しくは設立時株主となって組成した特別目的会社</p> <p>(g) (a)乃至(c)のいずれかに該当する者の役職員がその役員の過半数を占める特別目的会社</p>	<p>(d) (a)乃至(c)のいずれかに該当する者が投資顧問契約、投資一任契約若しくは資産運用委託契約を締結している特別目的会社（特定目的会社、合同会社、株式会社、投資法人等その形態を問わない。以下同じ。）</p> <p>(e) (a)乃至(c)のいずれかに該当する者が過半の出資、匿名組合出資若しくは優先出資を行っている特別目的会社</p> <p>(f) (a)乃至(c)のいずれかに該当する者が、本投資法人への譲渡を前提として、運用資産を一時的に保有させるために、発起人若しくは設立時株主となって組成した特別目的会社</p> <p>(g) (a)乃至(c)のいずれかに該当する者の役職員がその役員の過半数を占める特別目的会社</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(4) 運用報酬Ⅳ 本投資法人が運用資産である本運用資産を譲渡した場合、当該本運用資産の譲渡価格（当該本運用資産が第29条第5項第5号、第6号若しくは第8号に定める信託受益権又は第29条第5項第7号に定める匿名組合出資持分である場合には、当該信託受益権に係る信託受託者又は当該匿名組合出資持分に係る匿名組合契約における営業者の当該本運用資産の譲渡時点における有利子負債の元本残高に相当する金額を、当該譲渡価格に加算した額とする。）（但し、消費税及び地方消費税並びに譲渡に伴う費用等を除く。以下同じ。）に、1.5%を上限とする料率を乗じた金額（1円未満切捨て）を、運用報酬Ⅳとする。但し、上記(3)に定める利害関係人等に対して譲渡した場合は、譲渡価格に1.0%を上限とする料率を乗じた金額（1円未満切捨て）を、運用報酬Ⅳとする。</p> <p>2. 報酬の支払時期</p> <p>(1) 運用報酬Ⅰ 運用報酬Ⅰは、本投資法人の当該営業期間に係る決算期後、3ヶ月以内に支払われる。</p> <p>(2) 運用報酬Ⅱ 運用報酬Ⅱは、本投資法人の当該営業期間に係る決算期後、3ヶ月以内に支払われる。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>(4) 運用報酬Ⅳ 本投資法人が運用資産である本運用資産を譲渡した場合、当該本運用資産の譲渡価格（当該本運用資産が第29条第5項第5号、第6号若しくは第8号に定める信託受益権又は第29条第5項第7号に定める匿名組合出資持分である場合には、当該信託受益権に係る信託受託者又は当該匿名組合出資持分に係る匿名組合契約における営業者の当該本運用資産の譲渡時点における有利子負債の元本残高に相当する金額を加算した額とする。）（但し、消費税及び地方消費税並びに譲渡に伴う費用等を除く。以下同じ。）に、1.5%を上限とする料率を乗じた金額（1円未満切捨て）を、運用報酬Ⅳとする。但し、上記(3)に定める利害関係人等に対して譲渡した場合は、<u>当該</u>譲渡価格に1.0%を上限とする料率を乗じた金額（1円未満切捨て）を、運用報酬Ⅳとする。</p> <p>2. 報酬の支払時期</p> <p>(1) 運用報酬Ⅰ 運用報酬Ⅰは、本投資法人の当該営業期間に係る決算期後、3<u>か</u>月以内に支払われる。</p> <p>(2) 運用報酬Ⅱ 運用報酬Ⅱは、本投資法人の当該営業期間に係る決算期後、3<u>か</u>月以内に支払われる。</p> <p>(3) (現行規約どおり)</p> <p>(4) (現行規約どおり)</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員杉本啓二は、2019年10月10日をもって任期満了となりますので、2019年10月11日付で執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案における執行役員の任期は、現行規約第18条第2項の定めにより、就任日である2019年10月11日より2年間とします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は2019年8月8日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出されるものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	
ながもりとしひこ 永森利彦 (1959年8月12日生)	1983年4月	株式会社東海銀行（現・株式会社三菱UFJ銀行）
	1999年9月	同 秘書室次長
	2001年5月	同 犬山支店長
	2002年11月	同 東支社法人営業部長
	2004年12月	同 伊勢支社長兼支店長
	2006年6月	三菱UFJ信託銀行株式会社（出向） 名古屋不動産部長
	2009年10月	株式会社三菱東京UFJ銀行（現・株式会社三菱UFJ銀行） 名古屋港支社長
	2011年5月	東海東京証券株式会社 名古屋戦略部長
	2014年4月	東海東京アセットマネジメント株式会社 常務執行役員
	2015年12月	同 常務執行役員兼不動産金融事業本部長兼不動産ソリューション部長
	2016年4月	株式会社日本産業推進機構（出向）
	2016年10月	同 中部北陸ファンド専務
	2016年12月	同 中部北陸ファンド専務兼IRディレクター
	2019年6月	同 顧問（現任）
2019年6月	東京インフラアセットマネジメント株式会社 代表取締役（現任）	

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有していません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である東京インフラアセットマネジメント株式会社の代表取締役です。その他、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2019年10月11日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第18条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は2019年8月8日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出されるものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	
おぎわらよしき 荻原良紀 (1961年11月17日生)	1984年4月 2003年4月 2005年4月 2006年4月 2008年4月 2010年4月 2013年4月 2016年4月 2018年7月 2019年7月	朝日生命保険相互会社 同 ALMリスク管理ユニット ゼネラルマネージャー 同 資産運用企画ユニット ゼネラルマネージャー 朝日ライフアセットマネジメント株式会社(出向) オルタナティブ運用部長 朝日生命保険相互会社 財務企画担当 ゼネラルマネージャー 株式会社白洋舎(出向) 経営企画部部長 朝日不動産管理株式会社(出向) 執行役員総務部長 同 執行役員監査室長 東京インフラアセットマネジメント株式会社 資産運用本部長 同 執行役員資産運用本部長(現任)

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有していません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である東京インフラアセットマネジメント株式会社の執行役員資産運用本部長です。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員内藤加代子及び丸山貴生は、2019年10月10日をもって任期満了となりますので、2019年10月11日付で監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案における監督役員の任期は、現行規約第18条第2項の定めにより、就任日である2019年10月11日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況、 本投資法人における地位	
1	ないとうかよこ 内藤加代子 (1949年5月2日生)	1985年4月 1988年9月 1989年9月 1991年9月 2004年9月 2014年4月 2017年10月 2018年6月 2019年1月	弁護士登録、濱田松本法律事務所 Columbia University School of Law (LL.M.取得) Davis Polk & Wardwell法律事務所(米国) 三井安田法律事務所 弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー 立命館大学法科大学院 非常勤講師(現任) 東京インフラ・エネルギー投資法人 監督役員(現任) 双日株式会社 社外取締役(現任) 弁護士法人大江橋法律事務所 カウンセル(現任)
2	まるやまたかお 丸山貴生 (1977年7月18日生)	2002年10月 2006年5月 2013年4月 2016年1月 2016年3月 2017年10月	監査法人トーマツ(現・有限責任監査法人トーマツ) 公認会計士登録 大東建託株式会社 経理部関連会社経理課 クリフィックス税理士法人(現任) 税理士登録 東京インフラ・エネルギー投資法人 監督役員(現任)

- ・上記監督役員候補者両名は、いずれも、本投資法人の投資口を所有していません。
- ・上記監督役員候補者両名と本投資法人の間には、いずれも、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者両名は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び現行規約第14条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

以 上

第4回投資主総会会場ご案内図

- 会場 東京都千代田区大手町二丁目6番1号 朝日生命大手町ビル6階
フクラシア東京ステーション



■交通のご案内

JR「東京駅」日本橋口

地下鉄（東京メトロ）丸ノ内線／千代田線／東西線／半蔵門線「大手町駅」

地下鉄（都営地下鉄）三田線「大手町駅」

※地下鉄をご利用の場合はB6出入口が便利です。

■お願い

- ・駐車場のご用意はいたしておりません。また、当日は会場周辺道路及び駐車場が混雑する可能性もございますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ・会場周辺に名称類似施設（フクラシア丸の内オアゾ、フクラシア八重洲）がございますのでご注意くださいようお願い申し上げます。